

令和7年度 防災情報ネットワーク事業 土地改良技術
小型排水ポンプ車点検業務

特 別 仕 様 書

近畿農政局 土地改良技術事務所

第1章 総 則

第1－1条（適用範囲）

令和7年度 防災情報ネットワーク事業 土地改良技術 小型排水ポンプ車点検業務
(以下、「本業務」という。)は、近畿農政局土地改良技術事務所が保有する小型排水ポンプ車の点検業務に適用する。

第1－2条（目的）

本業務は、小型排水ポンプ車について災害発生時に確実に機能を発揮させるため、搭載排水作業装置の年次点検を行い、異常の有無を確認するものである。

第1－3条（業務内容）

1. 対象機器

本業務の対象機械は以下表のとおりである。

対象機械名	積載設備・機器	車両総重量	備考
小型排水ポンプ車	<ul style="list-style-type: none">・油圧駆動式水中ポンプ (ユニット本体：HFS HydroSub60) [メーカー：hytrans Systems B.V.] φ 300mm、15.0m³/min : 1台 (型式：HFS20000LA)φ 150mm、4.0m³/min : 1台 (型式：HFS1500)・ポンプ 1台あたりの重量 φ 300mm : 90kg φ 150mm : 51kg・油圧・制御用エンジンシステム (エンジン型式：4H50TI、メーカー：Hatz)・操作制御盤・補助照明装置（車両上部）・排水ホース φ 300mm 用 (10m×5 本) φ 150mm 用 (20m×2 本、10m×1 本)	4,500kg 未満	・道路交通法 施行令第13条 第1項第7号 に基づく緊急 自動車

2. 実施内容

(1) 点検内容

点検作業は、別紙-1 点検記録表に示す点検項目に基づき実施し、点検記録表に点検結果を記載の上、報告するものとする。なお、点検中における軽微な清掃作業は本業務の対象とする。

不具合箇所、修理必要箇所及びその他報告すべき内容を発見した場合は、別紙-2 不具合記録表に詳細を記載し、速やかに報告するものとする。

(2) 部品等の交換

本業務において部品等の交換は見込んでいない。ただし点検の結果、交換が必要となった場合は本業務への追加について協議することとする。

(3) 点検写真

以下に示す状況について写真を撮影し、業務完了後に報告することとする。

- ・着手前の全景
- ・項目毎の点検状況
- ・異常があった場合は異常の状況
- ・部品類の交換があった場合は製品の規格がわかる写真と交換状況
- ・点検終了時の状況
- ・その他担当職員の指示するもの

3. 一般事項

- (1) 点検に従事する作業員は、十分な経験を有する者でなければならない。
- (2) 点検中に異常が確認された場合は速やかに発注者へ報告を行い、対応について協議するものとする。
- (3) 担当職員が履行確認に必要と判断した資料については、受注者は速やかに提出すること。ただし、設計図書の変更の対象としない。

4. 点検場所

対象機器の保管場所及び本業務の点検場所は、近畿農政局土地改良技術事務所敷地内とするが、詳細な点検位置については発注者より指示する。

5. 作業条件

- (1) 履行期限は、令和8年3月19日までとし、詳細な作業日程については受発注者で協議して決定する。業務期間中の休業日は土曜日、日曜日、祝日である。
- (2) 敷地内における小型排水ポンプ車の移動については受注者により実施する。

6. 計測機器及び工具類

点検に要する汎用的な計測機器及び工具類は、近畿農政局土地改良技術事務所より貸与するものとするが、他に必要な計測機器及び工具類がある場合は、受注者にて準備するものとする。

7. 水道及び電力

本業務の実施に要する水道及び電力は発注者から支給するものとし、土地改良技術事務所敷地内の水道及び電力を使用する。

8. オイル等の飛散防止

オイル等の点検もしくは交換に当たっては、周辺へ飛散しないようを行うものとす

る。なお、飛散した場合は、速やかに担当職員に報告するとともに、受注者の責任において処理するものとする。

9. 発生部品等

部品等の更新を行った場合、廃油や不要となった部品等の産業廃棄物は土地改良技術事務所敷地内で発注者が所有するタンクや、コンテナに入れるものとし、産業廃棄物の処理は発注者が行う。

第2章 業務計画

第2－1条（業務計画書の提出）

(1) 受注者は、作業着手前に業務計画書を担当職員に提出しなければならない。

(2) 業務計画書には、次の事項を記載するものとする。

- 1) 業務内容
- 2) 全体工程表
- 3) 業務実施要領
 - ①点検組織図
 - ②連絡体制（緊急時の体制を含む）
 - ③業務計画（点検整備作業要領）
 - ④業務管理（工程管理、写真管理、安全管理、公害防止対策等）
 - ⑤安全管理（現場安全管理組織表、活動方針、環境対策等）
 - ⑥その他担当職員が指示するもの等
- 4) 提出図書（点検記録表、不具合記録表）様式

(3) 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度担当職員に変更業務計画書を提出することとする。

第3章 業務報告

第3－1条（業務報告書の提出）

(1) 業務計画書、不具合記録表、点検記録表、撮影写真、その他必要な資料について報告書として、A4版のファイル綴じにて下表に示す部数を作成し、担当職員に提出するものとする。

また、本業務は電子納品の対象外とするが、報告書等の電子データを電子媒体で提出することとする。電子媒体は提出前にウィルス対策を実施することとする。

区分	規格	部数	備考
報告書（写真含む）	A4	2部	市販品紙ファイル綴じ
電子媒体	CD又はDVD	1枚	

第4章 事故報告

第4－1条（事故報告）

受注者は、本業務の遂行中に事故が発生した場合には直ちに担当職員に報告するとともに、関係機関に届け出て必要な処置を講ずるものとする。

また、担当職員が指示する様式（臨機の措置等報告書）を指示する期日までに提出しなければならない。

第5章 毀損

第5－1条（小型排水ポンプ車等の毀損）

1. 受注者は、小型排水ポンプ車等を毀損したときは、直ちにその事実及び事由について担当職員に報告するとともに、詳細な報告書を契約担当官に提出して、その後の指示を受けなければならない。
2. 前項のき損が受注者の責任に帰すべき事由によるときは、契約担当官の指示に従い速やかに修理し又はその損害を賠償しなければならない。
3. 不可抗力によって小型排水ポンプ車等に損害が生じたときは、その損害について協議して決定するものとする。

第5－2条（第三者に対する措置）

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合、受注者の責任に帰すべき事由ものは受注者の責任で処理するものとする。

第6章 貸与資料

第6－1条（貸与資料）

本業務において関連する次の資料は電子データにて貸与する。

- (1) 資料名
- 1) 小型排水ポンプ車の購入完成図書（取扱説明書含む）
 - 2) 排水ポンプ車等点検業務報告書（令和5年度～令和6年度）
- (2) 貸与期間 業務実施期間中
- (3) 返却場所 近畿農政局土地改良技術事務所
- (4) 貸与条件 貸与資料の内容については、担当職員の許可なく他に公表してはならない。

第7章 環境配慮のチェック・要件化

第7－1条（主な環境関係法令の遵守）

受注者（受託者）は、物品・役務（委託事業を含む）の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

- ① エネルギーの節減
- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等
- ② 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
 - ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等
- ③ 生物多様性への悪影響の防止
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）

④ 環境関係法令の遵守等

- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）

第7－2条（環境関係法令の遵守以外の取組）

受注者（受託者）は、物品の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならぬよう、以下の取組に努めるものとする。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

第8章 その他

第8－1条（補修・交換等について）

点検の結果、補修・交換等が必要と判断された場合は、受注者は補修作業を行う前に点検結果及び追加費用の見積書を担当職員に提出することとし、担当職員より排水ポンプ車の修繕・整備の実施を指示する場合がある。担当職員の指示により実施した修繕・整備については契約変更の対象とする。

第8－2条（支払いについて）

代金の支払いについて、業務報告書の検査完了後、受注者が提出する適切な支払請求書を受理した日より起算して30日以内の日に支払うものとする。

第8－3条（本仕様書に明記されない事項）

本仕様書に明記されていない事項、又は不明、疑義を生じたときはその都度担当職員と受注者で協議して定めるものとする。

別紙-1 点検記録表

小型排水ポンプ車排水作業装置
点検記録表

小型排水ポンプ車点検記録表 【ユニット本体関係】

点検日 令和 年 月 日

点検者 (株) ○○ ○○ ○○

(記載要領)

- ・点検結果には、判定基準に基づく判定（○：異常なし ×：不良 △：経過観察）を記載
- ・特記事項には、不良、経過観察の内容及び対応方針、測定値、数量、整備した場合は整備内容を記載
- ・備考の年月日は、最後に交換した年月を記載

項目	内容	判定基準	点検結果	特記事項	備考
本体関係	箱体	発錆・汚損	著しくないこと		
		換気口の動作	正常に機能すること		
		ボルト類のゆるみ	ないこと		
		パッキン劣化・ハガレ	ないこと		
		扉蝶番のガタ	ないこと		
		扉の開閉把手	軽く操作できること		
	メインスイッチ	動作	正常に機能すること		
	盤内照明灯	点灯確認	扉開で点灯すること		
	盤内の汚れ	小動物・くもの巣	ないこと		
	操作開閉器	動作不良・ガタ	ないこと		
油圧・制御用エンジンシステム関係	エンジン	始動性	エンジンが速やかに始動すること		
		異常振動	ないこと		
		異常音	ないこと		
		エンジンとユニットフレームとのボルト接続のゆるみ	ないこと		
	冷却装置	水漏れ	冷却システムの配管からクーラント液等漏れがないこと		クーラント液交換時期： 令和5年3月（未交換）
		水量	ラジエータ内の冷却水の量が上限と下限の基準の間にあること ※水量が下限を下回る場合は基準線間まで追加し、上限以上はいれないこと		(参考) 冷却液 Shell Glycoshell Longlife
		ラジエータキャップの機能	ラジエータキャップが確実に装着されていること		
		フィンの状態	汚れがないこと ※簡易清掃を行うこと		

項目	内容	判定基準	点検結果	特記事項	備考
油圧・制御用エンジンシステム関係	Vベルト	張り具合	Vベルトの張り具合（たわみ量）が適切であること		
		損傷	ベルトに傷、ヒビ割れ異常な摩擦がないこと		Vベルト設置・交換時期：令和5年3月（未交換）
	エアーフィルター	損傷	エアーフィルターが損傷していないこと		
		汚れ	カーボンの混入、水分付着及びよごれがないこと ※簡易清掃を行うこと		フィルター交換時期：令和5年3月（未交換）
	エンジンオイル	油量	オイルレベルゲージのFとLの間であること		※L以下の場合はオイルを供給し、汚れがある場合は交換すること
		よごれ	カーボンの混入、水分付着及び汚れがないこと		フィルター交換時期：令和5年3月（未交換）
		フィルター状態	稼働時間		フィルター交換時期：令和5年3月（未交換）
		回路状態	回路に漏れがないこと		
	油圧ポンプ	作動油量	タンク内作動油量の確認		
		作動油	汚れ・変色の確認		
		作動油の漏れ	作動油の漏れがないこと		
		フィルター状態	汚れがないこと		フィルター交換時期：令和5年3月（未交換）
	バッテリー（2個）	亀裂・損傷	亀裂、損傷（液漏れ）がないこと		
		取付状態	ターミナル、キャップ取付状態が不良でないこと		
		電圧	12.4V以上	測定値：① V ② V	バッテリー設置年月：令和 年 月
電気配線	接続部のゆるみ、損傷	ターミナルブロックのゆるみ、配線の損傷がないこと			
燃料タンク	量、漏れ	燃料の量が十分であること、又燃料タンクの損傷がないこと 燃料ラインの配管に漏れがないこと			
一次、二次燃料フィルター	汚れ	稼働時間			フィルター交換時期：令和5年3月（未交換）
エキゾーストパイプ及びマフラー	取付部のゆるみ・損傷	取付状態が不良でなく、かつ、損傷がないこと			
	排気色	排煙が黒でないこと			

小型排水ポンプ車点検記録表 【操作制御盤関係】

点検日 令和 年 月 日

点検者 (株) ○○ ○○ ○○

(記載要領)

- ・点検結果には、判定基準に基づく判定（○：異常なし ×：不良 △：経過観察）を記載
- ・特記事項には、不良、経過観察の内容及び対応方針、測定値、数量、整備した場合は整備内容を記載
- ・備考の年月日は、最後に交換した日を記載

項目		内容	判定基準	点検結果	特記事項	備考
コントロールパネル	システム起動	動作確認	正しく動作すること			
	エンジン始動	動作確認	正しく動作すること			
	増圧・減圧ボタン (油圧ホース同士を接続)	動作確認	正しく動作すること			
	非常停止ボタン	動作確認	正しく動作すること			
	ホースリール巻取ボタン	動作確認	正しく動作すること			
	作業灯・室内灯スイッチ	動作確認	正しく動作すること			
ディスプレイ操作	スタート画面	動作	正しく動作すること			
	エンジン情報画面	冷却液温度、エンジンオイル温度、エンジンオイル圧、燃料噴射圧、燃料温度、燃料残量、給気温度、給気圧力、燃料消費量、冷却水レベル、バッテリ電圧、エンジン速度、累積エンジン稼働時間、直近の整備からの経過時間	表示データについてセンサーが正常に機能していること、計算値が正しく表示されること及び白色マークが正常に表示されること		累積稼働時間 : h 整備からの経過時間 : h	
	エンジンセンサー詳細画面、SPN値画面	データの表示	SPN状態が正常に表示されること			
ディスプレイ操作	油圧システム情報画面	作動油温度、作動油タンク内作動油レベル、作動油圧力、作動油クーラーON/OFF、エンジン速度	表示データについてセンサーが正常に機能していること及び白色マークが正常に表示されること			
	警報(音、警告等)	警報音、警告灯自体の動作確認	正しく動作すること			警報信号の発信はしない
	センサーのエラー状態	低入力電圧、高入力電圧	センサーが正しく機能しない時にエラーメッセージが正常に表示されること			

小型排水ポンプ車点検記録表 【ポンプ本体・付属品関係】

点検日 令和 年 月 日

点検者 (株) ○○ ○○ ○○

(記載要領)

- ・点検結果には、判定基準に基づく判定（○：異常なし ×：不良 △：経過観察）を記載
- ・特記事項には、不良、経過観察の内容及び対応方針、測定値、数量、整備した場合は整備内容を記載

項目	内 容	判 定 基 準	点検結果	特記事項	備 考
ポンプ本体	ポンプ本体	損傷・変形	内部への影響がない		インペラがスムーズに回ること（手廻し）
	吸込ストレーナ	損傷・変形	著しい変形がないこと		機能確保
	油圧ホース接続口	損傷・変形、油漏れの恐れ	ないこと		
	ポンプ側油圧ホース	損傷・変形	ないこと		
	吊り部	損傷・変形	著しくないこと		落下事故防止
	ボルト類	ゆるみ	ないこと		
	フロート本体	損傷・変形	著しい変形がないこと		機能確保
	本体固定用ベルト	損傷・ベルトのゆるみ	ないこと		
油圧ホースリール	油圧ホース	損傷・変形、油漏れの恐れ	ないこと		
	ホースリール	動作	正常に機能すること ※グリスを注入すること		
	ブレーキハンドル	動作	正常に機能すること		
照明	補助照明装置	点灯試験	点灯すること		車両上部に設置
	照明装置	点灯試験	点灯すること		スタンド付
排水ホース	ホース本体	損傷・穴明き	穴明きがないこと		確認数量： φ150 3本 φ300 5本 (接続部込)
	接続口	損傷・変形	水漏れの恐れがないこと		
	本体固定用ベルト	損傷・ベルトのゆるみ	ないこと		

小型排水ポンプ車不具合記録表

令和 年 月 日 天候 _____

点検者氏名 _____

区分	不良箇所	処置
水中ポンプ HFS1500(4.0m ³ /min)		
水中ポンプ HFS20000LA(15.0m ³ /min)		
付属品関係		
ユニット本体関係		
操作制御盤関係		
その他		